

## 平成 29 年度租税滞納状況について

高松国税局では、適正かつ公平な徴収を実現するため、期限内収納の確保に努めるとともに、滞納となったものについては、納税者個々の実情を踏まえながら、法令等に基づき、滞納処分を実施するなどして確実な徴収に努めています。

### ○ 平成 29 年度租税滞納状況

(単位：百万円)

	A 平成 28 年度末 滞納整理中 のものの額 (前期繰越額)	B 新規発生 滞納額	C 整理済額	D (A + B - C) 平成 29 年度末 滞納整理中 のものの額 (次期繰越額)
全税目	(80.6%) 7,043	(90.3%) 10,887	(85.0%) 11,680	(88.8%) 6,251
所得 税	3,058	1,973	2,543	2,487
内 源泉所得税	466	269	315	420
内 申告所得税	2,592	1,704	2,228	2,067
法 人 税	1,014	875	940	949
相 続 税	194	323	343	174
消 費 税	2,753	7,679	7,813	2,620
その他税目	25	37	40	22

- (注) 1 新規発生滞納額とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいいます。  
 2 括弧内の数値は、対前年度比です。  
 3 地方消費税を除いています。  
 4 平成 30 年 4 月及び 5 月に督促状を発付した滞納のうち、その国税の所属年度（納税義務が成立した日の属する年度）が平成 29 年度所属となるものを含んでいます。  
 5 各々の計数において、百万円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

### ※新規発生滞納額

平成 29 年度の新規発生滞納額（平成 29 年度に新たに滞納となったものの額）は、108 億 87 百万円で、平成 28 年度（120 億 57 百万円）より 11 億 70 百万円減少（9.7%減）し、2 年連続で前年度を下回っています。

また、滞納発生割合（新規発生滞納額／徴収決定済額）は 1.0%となっています。

（注）徴収決定済額とは、申告などにより課税されたものの額をいいます。

### ※整理済額

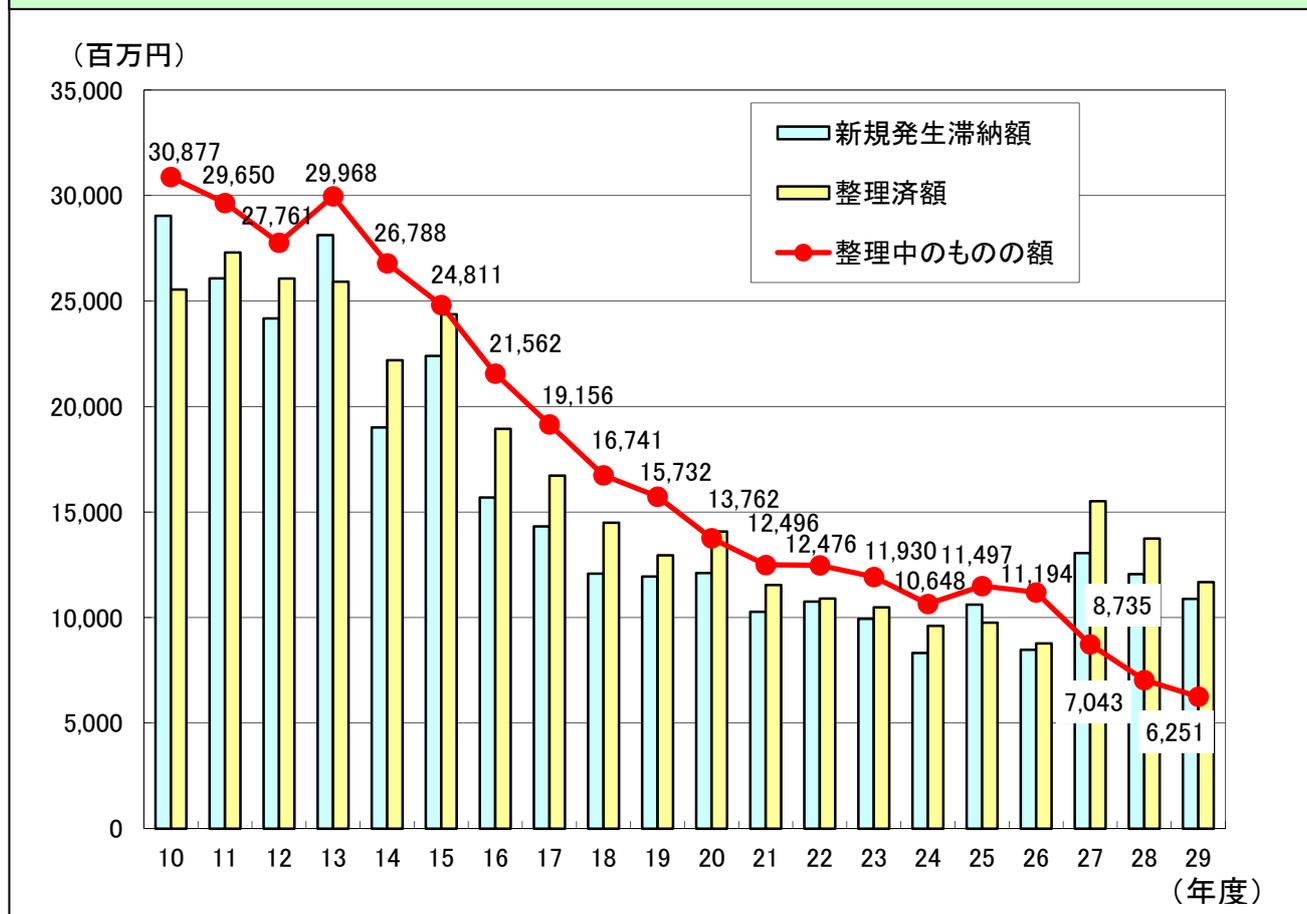
平成 29 年度の整理済額は、116 億 80 百万円で、平成 28 年度（137 億 49 百万円）より 20 億 69 百万円減少（15.0%減）しました。

### ※滞納整理中のものの額（滞納残高）

平成 29 年度末の滞納整理中のものの額は、62 億 51 百万円で、平成 28 年度末（70 億 43 百万円）より 7 億 92 百万円減少（11.2%減）し、4 年連続減少しました。

なお、この滞納整理中のものの額は、ピーク時（平成 10 年度）の 20.2%になりました。

### ○ 全税目の租税滞納状況の推移



（注）地方消費税を除いています。

○ 税目別の租税滞納状況

単位:百万円、%

税目		区分 年度	A	B	C	D(A+B-C)
			前年度末滞納整理 中のものの額 (前期繰越額)	新規発生滞納額	整理済額	本年度末滞納整理 中のものの額 (次期繰越額)
全 税 目	合 計	28	外 820 8,735	外 2,245 12,057	外 2,342 13,749	外 723 7,043
		29	外 723 7,043	外 2,069 (90.3) 10,887	外 2,100 (85.0) 11,680	外 692 (88.8) 6,251
税 目 別 の 内 訳	源泉所得税	28	612	336	483	466
		29	466	(80.1) 269	(65.2) 315	(90.1) 420
	申告所得税	28	3,105	1,841	2,354	2,592
		29	2,592	(92.6) 1,704	(94.6) 2,228	(79.7) 2,067
	法人税	28	1,064	883	933	1,014
		29	1,014	(99.1) 875	(100.8) 940	(93.6) 949
	相続税	28	788	630	1,224	194
		29	194	(51.3) 323	(28.0) 343	(89.7) 174
	消費税	28	外 820 3,145	外 2,245 8,332	外 2,342 8,723	外 723 2,753
		29	外 723 2,753	外 2,069 (92.2) 7,679	外 2,100 (89.6) 7,813	外 692 (95.2) 2,620
	その他税目	28	21	35	31	25
		29	25	(105.7) 37	(129.0) 40	(88.0) 22

(注)1 括弧内の数値は、対前年度比です。

2 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税を除いています。

ただし、地方税法附則第9条の4の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、「全税目合計」欄及び「消費税」欄の外書として、地方消費税の滞納状況を示しています。

3 各々の計数において、百万円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。